

株式会社皆生グランドホテルに対する再生支援決定について

2025年3月28日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）は、下記の再生支援対象事業者について、2025年3月25日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」といいます。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社皆生グランドホテル（以下「再生支援対象事業者」という）

2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称

株式会社鳥取銀行（以下「鳥取銀行」という。）

3. 事業再生計画の概要：別紙参照

4. 買取申込み等期間

2025年3月25日（火）から

2025年5月13日（火）まで（機構必着）

5. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づき、全ての関係金融機関等に対して、上記4.に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利の行使を行わないよう要請しました。

6. 商取引債権の取り扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権につき、抜本的な金融支援を依頼するものです。商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者が事業活動を行っている皆生温泉は、米子市の奥座敷として近隣住民はもとより県外観光客も訪れる山陰地方随一の温泉地です。弓ヶ浜半島の東端に位置し、美保湾に面した白砂青松の美しい海岸線と中国地方最高峰の大山を眺めることができます。山陰エリアのちょうど中心であり、松江と一体となった観光圏域に属していることもあり、広域周遊観光の拠点として地域振興に貢献しています。再生支援対象事業者は、この温泉地の旅館群の一番館として重要な宿泊機能等のサービスを提供しており、地域経済の活性化に寄与しています。

よって、今般の機構による支援は十分な意義が認められるものと考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、関係金融機関等の関係者間の利害調整を公正・中立的な立場から実施し、さらに、再生支援対象事業者から全ての事業を承継する新会社に対して5億5,200万円の融資と9,900万円の出資を行い、経営人材等の派遣を行うことによって、再生支援対象事業者の再成長局面を支えます。

※ 公表する理由

本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で、公表を行うこととしました。

以 上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要 (2024年10月現在)

① 再生支援対象事業者	株式会社皆生グランドホテル
② 本社所在地	鳥取県米子市皆生温泉四丁目18番45号
③ 設立年月	1967年2月
④ 資本金	50百万円
⑤ 株式	発行済株式総数 5,000株 (普通株式)
⑥ 事業内容	温泉旅館の経営
⑦ 従業員数	192名 (パート、アルバイト含む。)
⑧ 主な事業所	本社所在地に同じ
⑨ 取引銀行	鳥取銀行ほか
⑩ 事業規模 (2024年10月期)	売上高: 2,038百万円 総資産: 3,327百万円

第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、皆生温泉地区の旅館事業者の中でも地域一番館として、鳥取県内だけでなく山陽エリア、近畿エリアにおいても一定の知名度を有し、多くの宿泊客を受け入れてきました。一方、旅行形態の変化による団体客の減少等により宿泊客数は減少傾向となっていた中、その外部環境の変化に対応すべく華水亭や湯賓館を新たに建設、天水も全面リニューアルを行いました。設備投資に見合う収益性の改善には至りませんでした。

また、2020年春頃から、新型コロナウイルスの感染拡大の影響及びこれに伴う政府や自治体による休業要請により業績が急激に悪化し、その結果、大幅に財務内容を毀損することとなってしまいました。直近では、コロナ禍明けにおいて業績は改善傾向にありますが、未だ必要な修繕や設備投資が不十分な状態であり、中長期的な事業継続は困難な状況が続いています。

以上の経緯から、再生支援対象事業者の事業を抜本的に再建するためには、信用面及び事業面での支援が必要であると判断し、主要行である鳥取銀行と協議の上、機構に再生支援の申込みをするに至りました。

第3 事業計画の概要

1. 事業計画の基本方針

再生支援対象事業者は、機構及び鳥取銀行より経営人材の派遣を受け、施設コンセプトの再定義と集客強化及び利益改善の全体戦略の明確化の上、維持管理及び戦略実行のための設備投資、料理及び接客サービスの改善、マーケティング及び販売促進強化を行うことで安定した収益力の確保を図ります。

2. 企業再編等

再生支援対象事業者は、再生支援対象事業者が設立した新会社に対して、吸収分割の手法により、全ての事業及び負担可能な金融債務を承継させます。また、新会社は、第三者割当増資を行い、機構及び鳥取銀行が合計100%の議決権シェアを獲得します。これにより、機構と鳥取銀行が再生支援対象事業者のガバナンスを確保し、事業再生計画の遂行を推進します。機構は、再生支援対象事業者に対し、必要な設備投資や収益改善施策等の実施のため、5億5,200万円の融資を行います。また、鳥取銀行より融資枠の設定を受けることで、運転資金及び緊急時の修繕資金等の補完をします。

なお、分割会社である再生支援対象事業者は、会社分割の効力発生日後、非承継資産を換価処分の上、特別清算開始の申立てを行います。

3. ガバナンス体制等

再生支援対象事業者は、機構及び鳥取銀行から経営管理に精通した人材を役員として派遣を受けることで、経営管理体制の強化を図ります。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社地域経済活性化支援機構 <https://www.revic.co.jp/>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0304／03-6266-0310